

2011年 日本ジムカーナ選手権四国地区シリーズ 第4戦
2011年 JMRC 全国オールスター選抜ジムカーナ 第4戦
2011年 JMRC 四国ジムカーナシリーズ 第4戦

2011 OWL ほのぼのジムカーナ

特別規則書

公示

本競技会は社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則、その付則ならびに 2011年 JMRC 四国スラローム競技統一規則書に従って開催する。
2011年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定ならびに本競技会特別規則書に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称 2011 OWL ほのぼのジムカーナ

第2条 競技種目・格式 ジムカーナ JAF 公認準国内競技

第3条 開催日 2011年6月19日（日）

第4条 開催場所 名称：徳島カートランド
所在地：徳島県吉野川市美郷毛無（TEL：0883-43-2143）

第5条 オーガナイザー 名称：モータースポーツアウル（OWL）
代表者：藤沢 繁美
所在地：香川県高松市宮脇町1丁目8-26（TEL・FAX：087-831-5789）

第6条 大会役員 大会会長 藤沢 逸郎（OWL 名誉顧問）
審査委員長 佐藤 忍（TEC）
組織委員長 山地 潤也 組織委員 宮脇 良平

第7条 競技役員 競技長 藤沢 繁美 コース委員長 藤沢 隆志
技術委員長 和田 善明 時計委員長 八木 利憲
救急委員長 藤沢 隆志 事務局長 藤沢 繁美

第8条 参加申込及び参加費用

- 参加申込場所及び問合せ先（大会事務局）
上記オーガナイザーに同じ
- 参加受付期間
2011年5月28日（土）～2011年6月11日（土）必着
- 参加料（昼食は含まず）
地方選手権：12,000円 四国シリーズ：10,000円
クローズド：8,000円 体験クラス：4,000円（共済費込）
- 参加車両名
参加車両名は15字以内とし、必ず車両名（型式ではなく通称名：ランサー、シビック等）を入れること

第9条 開催タイムスケジュール

ゲートオープン	7:00	受付	7:30～8:30
公式車検	8:00～9:00	コースオープン	8:00～9:00
ブリーフィング	9:00～9:15	出走	9:30～

第10条 参加車両

- 地方選手権四国地区シリーズ
NSI, NSII, NSIII, CD
- JMRC 四国ジムカーナシリーズ
RI, RII, RIII
- クローズド・AT・B クラス
2011年JAF国内車両規則スピード車両規定に合致した車両

第11条 競技運転者

- 全国共同共済加入のJMRCから発給された当該年度有効な共済会員証が確認できること。
※未加入の競技運転者は、当日参加受付時において、JMRC 四国共済への加入を義務付ける。

第12条 順位決定

- トライアルは2回行いそのベストタイムの最も早いタイムを記録したものを上位とする。
- 同タイムの場合は次の通り順位を決定する。
(1)セカンドタイムの速いもの (2)排気量の小さい車両 (3)競技会審査委員会の決定による

第13条 罰則規定

- 開催日の受付時間に遅刻した参加者および競技運転者は理由の如何にかかわらず出走できない。
- パイロンの接触・倒し、脱輪は1ヶ所につき5秒加算。
※パイロンタッチの対象となるパイロンはドライバーズブリーディングにて発表する。

第14条 失格規定

- 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は本協議会を失格とする。
 - 競技役員 of 支持に従わなかったとき。
 - 不正行為をした場合
 - コースアウト等で当人以外に危害を与えたとオーガナイザーが認めた場合。
 - 車両検査を受けた後から車両保管が終了するまでの間に技術委員長の承認を得ずに競技車両の変更、改造を行った場合。
 - ドライバーズブリーディングに参加しなかった場合
- 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者はその回の競技を無効とする
 - スタート合図から30秒以上経過してもスタートしない場合。
 - スタート時刻までにスタート位置につかない場合。ただしオーガナイザーの指示があった場合はその限りではない。
 - ミスコース、コースのショートカット等と判断された場合、ただしミスコース、ショートカット等に気づき直ちに車両を正しいコースに戻した場合はその限りではない。
 - スタートして3分以内にゴールしなかった場合。スタート指示に従わない場合は、当該ヒートの出走資格を失う

第15条 賞典

全クラス 1位～3位 JAFメダル、副賞 3位～6位 副賞
ただし参加台数により賞典の制限を行う場合がある
エントリー状況に応じて、最多エントリー賞・レディース賞などを設ける場合がある

第16条 記載されていない事項

- 本規則書に記載されていない事項については、JAF 国内競技規則及び JMRC 四国スラローム競技統一規則書に準拠する。
- 本規則発行後、JAF において決定され公示された事項は、全ての規則に優先する。